

平成28年2月2日

厚生労働省保険局医療課 御中

公益社団法人日本放射線腫瘍学会理事長 西村 恭 同 粒子線委員会委員長 白土 博



新たな施設基準への移行に係る猶予期間に関する要望

先進医療として行う粒子線治療については、ひとかたならぬご指導を頂きありがとうございます。

さて、先進医療における粒子線治療については、本年1月の先進医療会議の 結果を踏まえて、施設基準の改正が決定されたところです。

これを踏まえ、現在、各施設及び学会において、新基準に合致すべく人員等の要件整備を早急に進めているところでございます。しかしながら、本施設基準の改正は大幅であるため、円滑な移行に資するよう下記の要望を特例的に認めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 先進医療における粒子線治療について、改正前の施設基準による実施を、平成28年4月30日まで認めること。

以上

厚生労働省 保険局医療課 御中

公益社団法人日本白内障屈折矯正手術学会 理事長 ビッセン宮島弘子

新たな施設基準への移行に係る猶予期間に関する要望

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先進医療における多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術については、 本年 1 月の先進医療会議の結果を踏まえて、施設基準の改正が決定されたとこ ろです。

これを踏まえ、現在、当学会においては公益財団法人日本眼科学会と連携して、 当該先進医療の新たな施設基準に係る実施医療機関登録システム(施設情報の 入力、所定の研修等)を構築し、平成28年4月1日からの新たな施設基準に対 応できるよう準備しております。

しかしながら、当該先進医療技術の実施医療機関数が 400 以上にものぼるため、各医療機関の新たな施設基準への円滑な移行に支障が生じるおそれがあります。このため、下記の要望を特例的に認めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 先進医療における多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術について、改正前の施設基準による実施を、平成28年4月30日まで認めること。